

社会福祉法人博由社 評議員、役員の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博由社（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員、役員（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

(定義)

第2条 役員等は、非常勤とする。

(理事長、副理事長及び業務執行理事の報酬)

第3条 役員等のうち、理事長、副理事長及び業務執行理事の報酬は月額とし、別表1に定める金額の範囲内で支給する。

- 2 支払時期は毎月25日とする。
- 3 支払い方法は、本人名義の銀行預金口座へ振込とする。

(その他の役員等の報酬)

第4条 その他の役員等の報酬は日額とし、別表2に定める金額とする。

- 2 報酬等は、会議等に出席した都度、支給する。
- 3 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の報酬については、業務上の出席であれば支給しない。

(費用の弁償)

第5条 その他の役員等が会議に出席し、また、職務のため出張したときは、出張旅費規程を準用し、その費用を弁償する。費用の弁償の額は実費とする。

- 2 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則 この規程は、平成30年1月27日から施行する。

別表1（理事長、副理事長及び業務執行理事の報酬）

役職名	報酬額
理事長	月額 15万円以内
副理事長	月額 5万円以内
業務執行理事	月額 5万円以内

別表2（その他の非常勤役員等の報酬）

用 務	日 額
評議員会・理事会、その他重要な会議等への出席	1万円
監事監査を行うための出勤	5万円
上記の他、法人及び施設の業務のための出勤	1万円